

気候変動適応法の概要

平成30年6月制定
令和5年4月改正（熱中症対策の追加）

1. 適応の総合的推進

- ▶ 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- ▶ **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

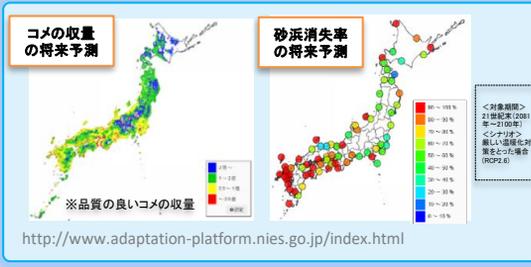
各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



将来影響の科学的知見に基づき、
・高温耐性の農作物品種の開発・普及
・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
・ハザードマップ作成の促進
・熱中症予防対策の推進 等

2. 情報基盤の整備

- ▶ 適応の**情報基盤の中核**として**国立環境研究所**を位置付け。



3. 地域での適応の強化

- ▶ 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- ▶ 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- ▶ **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携。

4. 適応の国際展開等

- ▶ 国際協力の推進。
- ▶ 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

5. 熱中症対策の推進

- ▶ 国の対応：**熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報**の発表及び周知
- ▶ **熱中症対策実行計画**の策定
- ▶ 自治体の対応：**指定暑熱避難施設、熱中症対策普及団体**の指定及び活用